

香芝市民図書館資料選定基準

(目的)

第1条 この基準は、資料収集方針に基づき、分野別及び資料別の選定について具体的な基準を定めることを目的とする。

(選定に際して慎重に検討する資料)

第2条 次の各号に掲げる資料の選定については、特に慎重に検討し選定する。

(1) 人権又はプライバシーを著しく侵害するおそれがある内容の資料

(2) 青少年に悪影響を与えるおそれがある資料

(3) マスコミ等で議論が分かれている資料

(一般書に関する選定基準の原則)

第3条 一般書の選定基準の原則は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市民の教養、調査研究、趣味及び娯楽に資するため、基本的又は入門的な図書を中心に選定する

(2) 一部の限られた利用者を対象とするような極めて高度な専門的な図書、学術書や、学習参考書及び各種試験問題集の類は原則として選定しない。

(3) 書き込みが予想される資料又は破損しやすい装丁の資料は、原則として選定しない。

(4) 特定の宗教並びに政党及び企業等の宣伝傾向が著しく、資料的価値の乏しいものについては、選定しない

(5) 利用頻度が高い図書については、必要に応じ複本購入を検討する。ただし、購入の上限冊数は、5冊とする。

(6) 漫画・コミックについては、評価の定まっている作品を厳選する。

(7) DVD等の映像資料が付属し、かつそれが主たる内容となっているもの、又は館外貸出の許可がないものについては選定しない。

(一般書の部門別選定基準)

第4条 前条の原則を踏まえ、各部門別の選定基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 0類 総記

ア 情報科学及びコンピューターに関する図書については、入門書及び概説書を中心に選定する。また、最新技術情報に留意し、更新に努める。

イ 図書館、図書館学、出版及び読書に関する図書は、積極的に収集する。

(2) 1類 哲学及び宗教

ア 哲学、宗教学、心理学関係の図書については、入門書・概説

書を中心に古典から現代まで基本的な資料を収集する。

イ 宗教については、学説史、宗教史、その他代表的な教派の基本的解説書を中心に精選する。

ウ 心霊研究・占い・人生論に関する図書は厳選する。

(3) 2類 歴史及び地理

ア 歴史は、各国（地域）及び各時代にわたり、多様なレベルのものをバランスよく選定する。また、古代史に関連する資料は、二上山博物館との連携に留意し、重点的に選定する。

イ 伝記は、各分野の代表的な人物を中心に、多様な視点から選定する。

ウ 地理及び地誌は日本及び世界各国の基本的なものを収集する。旅行案内やガイドブック等は、精選するとともに、資料の更新にも努める。

エ 地図は、正確で理解しやすいものに重点を置いて選定し、資料の更新に努める。また住宅地図は、香芝市を中心に近隣地域のものについて選定する。

(4) 3類 社会科学

ア 出版点数が多く、類書が多い分野であるため、各分野の入門書及び概説書を中心に体系的に選定する。

イ 各国（地域）の政治、経済、社会及び文化事情に関する資料は、多様な視点から幅広く選定し、時事性及び話題性、情勢について留意し、更新に努める。

ウ 法律、税、年金、保険等に関する資料は、主要な解説書を中心に選定し、法律改正の状況を踏まえ、適切に更新する。

エ ビジネス支援に関する資料は、基本的なものから実務書まで幅広く、時勢に合ったものを選定する。

オ 地方自治、行財政に関する資料は、国及び香芝市の重要政策や課題等に関する資料に留意し、実務書についても選定する。

カ 福祉及び教育に関する資料は、社会情勢や国の政策、さらに香芝市の課題に即応した資料にも配慮し、積極的に選定する。教育に関する資料のうち、各教科の手引き書等は収集しない。

キ 風俗習慣及び民族学は、各国(地域)にわたり選定する。

ク 冠婚葬祭に関する資料は、実用的な資料を中心に選定する。

ケ 国防及び軍事は、最新の世界情勢にも留意し、多様な観点に立ったものをバランスよく選定する。

(5) 4類 自然科学及び医学

ア 進展の著しい分野であるため、最新かつ正確な情報を提供できるように留意し選定する。

イ 自然科学については、入門書及び概説書並びに基礎的な理論書を中心に選定する。

ウ 医学及び薬学は一般的な入門書を体系的に収集し、医師及び薬剤師等の専門的利用を目的とした専門書は収集しない。健康法については、記述の科学的な信頼性を考慮して選定する。

(6) 5類 技術及び家政学

ア 科学技術分野は、最新かつ正確な情報を提供できるよう留意し、更新に努める。

イ 入門書及び解説書を中心に選定する。

ウ 料理及び家事等の生活科学に関する資料は、利用の多い分野であるため、実用的価値の高いものを中心に精選する。

(7) 6類 産業

ア 産業社会の新しい動向について、わかりやすく書かれた資料を選定する。

イ 農業、食料問題、森林問題等については、時事性や話題性を考慮し選定する。

ウ 趣味及び実用に役立つ資料は、実用的価値の高いものを選定する。

(8) 7類 芸術・スポーツ・娯楽

ア 基本図書及び入門書を中心に、幅広く選定する。

イ 鑑賞及び製作並びに実技に関する資料は、基本書を中心に選定し、市民の嗜好や流行に留意し、新しい分野についての情報も迅速に提供できるように努める。

ウ 美術集及び写真集は、資料的価値の高いものを厳選する。

エ 芸能人及びスポーツ選手に関する資料は、精選する。

(9) 8類 言語

ア 学習、教養及び実用に必要な資料を、入門書及び概説書を中心に幅広く体系的に選定する。

イ 外国語の語学書は、韓国語、中国語、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語及びロシア語を中心に、文法、解釈、作文及び会話等の実用書等を選定する。

ウ 手紙、挨拶、スピーチについての資料は、実用性の高いものを精選する

(10) 9類 文学

ア 日本及び各国の文学作品について幅広く選定する。

イ 文学評論、作品研究及び作家論を幅広く系統的に選定する。

ウ 全集及び作品集については、評価の定まった作品や及び利用が多く見込まれる作品を、中心に選定する。

エ 古典文学は、基本的代表的なものを中心に、各作品にわたって選定する。

オ 現代作家の作品については、代表的な作品及び定評ある作品を中心に精選する。

カ 文学賞受賞作品は、選定の際に考慮する。

(参考図書に関する選定基準)

第5条 参考図書は、辞典、事典、年鑑、法令集、白書、便覧、図鑑、索引、目録、年表、統計書及び地図等、各主題にわたり、基本資料を中心に体系的に選定する。

2 年鑑・統計資料等は、逐次的な収集に努める。

(児童書に関する選定基準の原則)

第6条 児童書の選定基準の原則は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主として乳幼児、児童及び生徒の趣味、教養、娯楽及び学習に役立つ資料を選定する

(2) 学習参考書及び各種問題集の類は原則として選定しない。

(3) 書き込みが予想される資料又は破損しやすい装丁の資料は、原則として選定しない。

(4) 必要に応じ、複本を収集するものとする。

(5) 評価の高い資料においても、品切れ及び絶版となる場合があるので、必要な資料の常備に留意する。

(児童書の分野別選定基準)

第7条 前条の原則を踏まえ、児童書の各分野における選定基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主題図書

ア 各主題にわたり、学校教育との連携も考慮し、調べ学習等に対応できる資料を選定する。

イ 写真及び図版が適切で、わかりやすく記述されている資料を選定する。

ウ 新しい情報及び研究成果に基づく正確な内容の資料を選定する。

エ 知的好奇心を刺激し、社会的及び科学的な思考力を育む資料の選定に留意する。

オ 学習漫画の類については、厳選する。

(2) 童話及び文学

ア 長く読み継がれてきた作品を中心に、想像力を豊かにし、視野を広げることのできる作品を幅広く選定する。

イ 翻訳作品は、原文の意味及び内容を的確に伝え、日本語として適切な表現であるものを選定する。

ウ 詩、短歌、随筆等その他の文学は、児童の発達段階に合わせ理解しやすい内容のものを選定する。

(3) 昔話

できるだけ原話の内容及び表現などを的確に伝えるものを選定する。

(4) 絵本

ア 絵と文との調和がとれているものを選定する

イ ストーリーの起承転結がはっきりし、絵がストーリーに沿って無理なく展開されているものを選定する。

ウ 表現が豊かで、子どもの想像力及び空想力を養うものを選定する。

エ 子どもの発達段階にあわせて、幅広く選定する。

カ 評価の高い絵本、長く読み継がれてきた絵本は、積極的に収集する。

キ アニメ絵本は、選定しない。

(ヤングアダルト資料選定の原則)

第8条 ヤングアダルト資料の選定基準の原則は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 児童書から一般書への橋渡しとして、主に13歳から18歳の年齢層を対象とした資料を中心に、様々な興味及び関心に応えられる資料を選定する。

(2) ヤングアダルトを対象とした資料だけでなく、児童図書から一般図書まで幅広い収集を考慮し、官公庁がヤングアダルト向けに出した資料にも留意する。

(3) 学習参考書及び各種問題集の類は、原則として選定しない。

(4) 書き込みが予想される資料又は破損しやすい装丁の資料は、原則として選定しない。

(ヤングアダルト資料の分野別選定基準)

第9条 前条の原則を踏まえ、各部門別の選定基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 主題図書

ア 興味をもつきっかけとなる入門的な資料から、より深く調べ学ぶことができる資料まで幅広く選定する。

イ ヤングアダルトの関心が高い分野の資料を中心に、選定する。

(2) 文学・小説

専ら、ヤングアダルトが主たる読者層となる作品を選定する。

(3) 漫画・コミック

評価の定まった作品を対象に厳選するものとする。

(郷土行政資料選定の原則)

第10条 郷土行政資料は、香芝市の資料、奈良県の資料及び近隣他府県の資料で構成する。

2 前項の資料は、次の各号に掲げるいずれかに該当する資料とする。

(1) 香芝市の資料

- ア 香芝市に関する事項を主題とした資料
- イ 内容の一部が香芝市に関する事項を取り扱っている資料
- ウ 直接、香芝市に関する事項についての記述は出てこないが、香芝市に関連した主題をもつ資料
- エ 香芝市の歴史的テーマを扱っている資料
- オ 香芝市に関係する人物の著作
- カ 香芝市を舞台とした文学作品

(2) 奈良県の資料

- ア 奈良県及び県内市町村に関する事項を主題とした資料
- イ 内容の一部が奈良県及び県内市町村に関する事項を取り扱っている資料
- ウ 直接、奈良県及び県内市町村に関係する事項についての記述は出てこないが、奈良県及び県内市町村に関連した主題をもつ資料

(3) 近隣他府県の資料

- ア 香芝市と友好関係又は提携関係にある日本国内の自治体に関する資料
- イ 近畿地方又は奈良県に隣接する府県の府県史、郡史、市町村史その他これらに類する資料

(郷土行政資料の選定基準)

第11条 前条の原則を踏まえ、選定基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 香芝市の資料は、図書、新聞及び雑誌、行政資料、パンフレットなど網羅的に選定し収集する。
- (2) 香芝市ならびに関係団体の発行物は、発行者に働きかけ、網羅的な選定に努める。
- (3) 奈良県に関する資料は県全般の動きを概観し得る資料及び特定の主題について県全体を総括的に扱っている資料を中心に収集する。
- (4) 県内市町村に関する資料は、その当該市町村を概観し得る資料を中心に収集するものとし、香芝市に隣接する市町村に関する資料を重点的に選定する。
- (5) その他の資料の収集についても留意する。
- (6) 収集にあたっては、可能な限り複本を収集する。ただし、収集し

た資料のうち1冊は、必ず保存用資料とする。

(電子書籍の選定基準)

第12条 電子書籍の収集に当たっては、体系的に組織化された資料の提供ができるよう、各分野の基本的な資料の収集に留意しつつ、紙媒体の資料を補完し、電子書籍の特徴を生かした次の各号に掲げる資料を中心に選定する。

- (1) 資料に記載された情報の音を再現できたり、立体的に情報を表示すること等ができたりのもの
- (2) 音声の読み上げ、文字の拡大及び背景色の変更等、バリアフリーに対応したもの
- (3) ヤングアダルト層の読書意欲を向上させ、学校教育の終了後も図書館利用につなげることができるもの
- (4) 比較的短期間で情報の鮮度が落ちるもの
- (5) 学習又は各種試験の参考書若しくは問題集等の紙媒体の資料と重なりにくい分野のもの
- (6) 外国語等の学習に効果的な機能を持つもの

(視聴覚資料の選定基準)

第13条 文字では得られにくい知識又は情報を紹介し、長期間の保存を必要とする、朗読、演芸、対談及び講演等の音声資料又は奈良県内がロケ地として使用された作品等、地域との関わりが深い映像資料を中心に選定する。

2 選定する資料の媒体は、当面の間、CD又はDVDとするが、技術の進展等で媒体に変化が生じたときは、その媒体も選定対象とすることができる。

(その他の資料の選定基準)

第14条 外国語資料は、日本語を母語としない方の利用を考慮し、必要に応じ選定する。

2 視覚及び聴覚障害者等の利用に資するため、点字資料・録音図書・大活字図書その他必要な資料を収集する。

3 紙芝居は、乳幼児の生活又は行事をテーマにしているものを中心に、利用頻度等も考慮して選定するものとし、高齢者を対象にした作品についても留意する。

4 逐次刊行物の選定に関する基準は、別に定める。

(補則)

第15条 資料の選定に関し、その他の事項については、館長が定める。

附 則

この基準は、平成27年11月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和3年11月1日より施行する。